

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成26年1月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(平成25年度地盤沈下観測調査一級水準測量)
- 2 作業期間 平成26年1月7日から平成26年3月25日まで
- 3 作業地域 佐賀市(旧諸富町)